



塚口本店：尼崎市南塚口町 2-6-27 /TEL 06-6429-1301
 塚口支店：尼崎市南塚口町 2-12-18 /TEL 06-6940-6421
 川西支店：川西市栄根 2-6-37 /TEL 072-767-7770
 西宮支店：西宮市甲風園 1-10-8 /TEL 0798-78-7677
 岡場支店：神戸市北区有野中町 2-17-2 /TEL 078-982-4119



令和8年度税制改正大綱のお知らせ

令和7年12月に、令和8年度の税制改正大綱が閣議決定されました。

今回は、所得税・法人税・資産税の項目ごとに知りたいポイントを抜粋してお知らせします。



所得税に係る改正

☆年収の壁の引き上げ

令和8年分より、給与所得者に対して課税されない給与収入額(基礎控除+基礎控除の特例+給与所得控除)が178万円に引き上げられました。

※基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が58万円から62万円に、

基礎控除の特例について、合計所得金額が489万円以下である個人の控除額に42万円加算され、

給与所得控除について、最低保障額が65万円から69万円に引き上げられました(令和8・9年は5万円加算されます)。

☆住宅ローン控除の延長および拡充

適用期限が5年延長(令和12年末の入居分まで)され、特例対象個人(いわゆる子育て世代)の場合は認定住宅等の場合の借入限度額最大で5,000万円まで上乗せされます。また、対象となる住宅の床面積要件は40m²(現行50m²)以上に緩和されます(合計所得金額が1,000万円超は不適用)。

☆NISAの拡充(非課税口座の口座開設可能年齢の下限を撤廃)

☆暗号資産の譲渡所得等の分離課税化(所得税15%、個人住民税5%)



法人税に係る改正

☆特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

産業競争力強化法に基づく設備投資計画の確認を受け、設備投資を行った場合に即時償却又は税額控除(4%又は7%)の適用を受けることができます。

☆少額減価償却資産の即時償却の見直し・延長(3年間)

対象資産の取得価額を40万円(現行30万円)未満に引上げ、常時使用従業員数が400人超の法人を対象外とした上で、適用期限が3年延長されます。

☆賃上げ促進税制の廃止・見直し

大企業向けの措置は令和8年3月末で廃止され、中堅企業向けの措置は増加割合の要件見直しが行われたのち、令和9年3月末で廃止されます。なお、教育訓練費の上乗せ措置は中堅・中小企業向けの両方で廃止されることになりました。



消費税に係る改正

☆免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の見直し

免税事業者からの課税仕入れを仕入税額控除する事ができる特例が2年延長され、年間適用上限額を1億円(現行10億円)に引き下げたうえで、控除可能割合が見直されます(令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用)。

☆小規模事業者の経過措置(2割特例)の見直し

免税事業者から課税事業者となった小規模個人事業者を対象に、令和9・10年に含まれる各課税期間について、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることになりました。



資産税に係る改正

☆貸付用不動産の評価方法の見直し

令和9年より、被相続人が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額(原則として取得価額を基に算定)によって評価することとなりました。

☆不動産小口化商品の評価方法の見直し

令和9年より、不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価することとなりました。

※内容に関するお問い合わせ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当:今吉)